

○北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

制 定 平成19年3月1日条例第7号

最近改正 平成28年2月18日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第4項の規定に基づき、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「非常勤の職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 選挙管理委員
- (2) 監査委員
- (3) 情報公開・個人情報保護審査会委員
- (4) 行政不服審査会委員
- (5) 運営協議会委員
- (6) 医療給付専門員

(報酬)

第3条 非常勤の職員（前条第6号に掲げる者を除く。）の報酬の額は、1日につき5千円とする。

2 前条第6号に掲げる者の報酬の額は、月額26万9,900円以内で広域連合長が別に定める。

(報酬の支給方法)

第4条 前条第1項に規定する報酬は、職務従事後に支給する。ただし、当該非常勤の職員が同一の日に2以上の職務に従事した場合にあっては、重複して支給しない。

2 前条第2項に規定する報酬の支給方法は、市町村及び北海道から派遣された職員に対して支給される給与の例による。

3 非常勤の職員の報酬は、当該非常勤の職員から申出があった場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(費用弁償)

第5条 非常勤の職員が会議の出席その他の公務のため旅行をしたときは、その旅行に対し、費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額は、第2条第1号及び第2号に掲げる者にあっては北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第2条に規定する特別職の職員に支給される費用弁償の例によるものとし、第2条第3号から第6号までに掲げる者にあっては市町村、北海道その他の団体から派遣された職員に支給される旅費の例によるものとする。

3 第2条第6号に掲げる者には、市町村、北海道その他の団体から派遣された職員との権衡を考慮して広域連合長が別に定めるところにより、費用弁償として、通勤のために要する費用に相当する額を支給する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平19. 11. 22条例33）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平20. 2. 1条例4）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平20. 2. 1条例5）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成20年6月25日から施行(平20. 6. 5規則9)]

附 則(平20. 11. 21条例9)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平25. 2. 21条例2)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後にする通勤に適用し、同日前にした通勤については、なお従前の例による。

附 則(平28. 2. 18条例2)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。